

実施年度	基本目標	施策の方向	具体的な取り組み	取り組み	内 容	担当課	事業名	令和元年度の実施(実績)内容(委託、助成含む)
1	I ともに生き、支えあう地域社会を実現する	1障害に対する理解の促進	(1) 障害や障害のある人に関する理解の普及・啓発	① 障害や障害のある人に関する啓発活動の推進	・広報きしわだをはじめ、講演会やイベント開催、障害者週間(12月3日～9日)等における街頭キャンペーン等、様々な機会を通じた啓発活動を推進します。 ・精神障害や発達障害、高次脳機能障害等、一般的にまだ広く周知がされていない障害や、外見からはわかりにくい障害についても、正しい知識の普及・啓発に努めます。	人権・男女共同参画課 障害者支援課	人権啓発紙発行等事業 障害者差別解消啓発事業	・広報きしわだ12月号人権の窓として、「バリアをなくすために」をテーマにした啓発記事を掲載。 ・障害者差別解消法に関するセミナー「音のない世界を生きることのプロとして」を開催した(当事者が講演)。 ・障害者週間に合わせた街頭キャンペーンを毎年12月に実施。 ・岸和田市障害者自立支援協議会のPRイベントとして、2月に、「やってみたいひん？アダプテッド・スポーツ！」と称し、車いすバスケットボールとボッチャを体験後、パラリンピックに関する動画鑑賞を行った。
2				② 障害のある人との交流の促進	・地区市民協議会や地区福祉委員会などの活動を通して、地域と障害のある人との交流の促進を働きかけます。 ・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」をきっかけに、日頃から顔の見える関係づくりに取り組みます。	社会福祉協議会	地区福祉委員会活動推進事業 小地域ネットワーク活動推進事業 誰もがつどえるリビング推進事業	・市民協議会が開催する地域の避難訓練に、障害がある当事者も参加できるよう情報提供し、参加を促した。 ・市福祉政策課との連携で多世代の住民の交流の場である「誰もがつどえるリビング」の設置・運営を支援した。(令和2年3月現在50箇所が運営)
5			(2) 福祉教育・人権教育の推進	① 保育・教育の場における福祉教育の推進	・保育所・幼稚園では、それぞれの発達に応じた保育・教育を明確にし、すべての子どもがいきいきと生活できる環境づくりをめざすとともに、障害についての理解の促進に努めます。 ・小・中学校における支援学級・支援学校との交流や共同学習、障害のある方の講演会等を通じた交流の機会の充実を図ります。 また、ボランティア学習等の実践的な学習とともに、車椅子体験や手話等の体験的な活動を取り入れた学習を推進します。さらに、精神障害や発達障害等についての理解促進に取り組みます	人権教育課 障害者支援課	特別支援教育事業	・支援学級や支援学校との交流や共同学習を令和元年度も実施。各学校園では、外部のゲストティーチャーを招き、教職員や児童生徒が学ぶ機会の充実を図った。 ・各学校園が障害理解教育や福祉教育等を計画的に進めてきたことにより、車いす体験や手話などの体験的な活動だけでなく、精神障害や発達障害などについての研修や取り組みを行った。 ・社会福祉協議会が事務局であるプロジェクトグループ「からーず」に参画し、グループワークと当事者による語りを併せた活動を企画し、市内の小中学校の生徒や教員に向けて、こころの病に関する啓発と理解促進に努めた。
6				② 家庭・地域における学習機会の充実	・市民を対象として、障害のある人の人権問題をはじめとした幅広い人権問題の学習機会を提供するとともに、参加者の増加に向けた取り組みを推進します。	人権教育課	人権教育・人権啓発事業	人権・男女共同参画課と連携をして、12月上旬に人権を守る作品展を開催。児童生徒の人権ポスターや人権標語を展示し、市民に多数参加いただいた。
8		2 障がいのある人の尊厳の保持	(1) 差別の禁止	① 差別をなくすための啓発活動の推進	・「障害者差別解消法」について、広報やホームページ、研修等を通じた理解・啓発の推進を図ります。	障害者支援課 人権・男女共同参画課	障害者差別解消事業	平成28年度より、広報きしわだやホームページに掲載するとともに、毎年、障害者差別解消法についての市民対象のセミナーを開催。市職員への説明会や新採職員への研修も毎年実施している。
9				② 差別解消に向けた体制整備	・障害を理由とする差別に関する相談や、課題の解決等の取り組みを推進するため、相談体制や市職員等の研修の充実を図ります。 ・協議体を設置し、関係機関のネットワークを構築することにより、課題の検討等の主体的な取り組みを推進します。 ・市職員や教職員、関連機関の職員等に対し、障害のある人の人権問題をはじめとした幅広い人権問題研修の実施に取り組みます。	障害者支援課 人権教育課	障害者差別解消事業 人権教育・人権啓発事業	・相談窓口は、障害者支援課と人権・男女共同参画課の2課で対応し、令和元年度の相談件数は1件であった。 ・市役所内では新採用者への研修や管理職研修を実施した。 ・多機関の連携を目的とした差別解消支援地域協議会を11月に開催した。 ・障害理解を進めるために関係機関との連携を行った。また、障害に対する人権課題をはじめとして、幅広い人権教育課題に対する知的理解を深めるために研修を行ってきた。
11			(2) 虐待の防止と対応の充実	① 虐待防止に関する啓発活動の推進	・市民や社会福祉施設等に対し、障害者虐待防止に関する理解と認識を深めるため、講演会や研修会の実施等を通じた啓発の推進を図ります。	障害者支援課	障害者虐待防止事業	事業者を対象に、虐待防止研修会を実施した。(「権利擁護研修 支援の質を考える」)
				② 虐待防止に向けた体制整備	・虐待に関する通報・相談窓口として、「障害者虐待防止センター」の機能の維持・強化を図ります。 ・自立支援協議会の権利擁護部会をはじめ、「岸和田市障害者虐待防止ネットワーク」の活用、地域包括支援センターやコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)との定例会等、関連機関・団体との連携の強化により、個別のケースに応じた多面的な支援の充実を図ります。	障害者支援課	障害者虐待防止事業	虐待防止ネットワーク会議代表者会議を開催し、当年度の障害者虐待に関する市の対応状況及び研修会、啓発活動についての事業報告、情報交換、意見交換を行った。
			(3) 権利擁護の推進	① 日常生活自立支援事業の利用促進	・判断能力が十分でない障害のある人の福祉サービスの利用援助及び日常の金銭管理を行う日常生活自立支援事業について、増加する利用者に対応できるよう支援体制の充実を図ります。	社会福祉協議会	日常生活自立支援事業	令和2年3月末 契約件数 311件(内訳 認知症123件、知的74件、精神114件) 契約件数、相談件数とも増加しており、契約内訳では精神障害が増加している。今後も待機者を出さずに、事業利用が可能となる相談支援体制維持には財源が大きな課題となっている。
				② 成年後見制度の利用促進	・判断能力が十分でない障害のある人等が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進とともに、情報提供や本人・親族による申し立ての支援を行います。 ・支援が必要な方に対して、成年後見制度市長申立てを適切に行います。 ・成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備し、法人後見の援助を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。	福祉政策課 障害者支援課	成年後見制度利用支援事業	・個別の相談や、高齢者・障害者虐待対応のなかで、必要に応じて、成年後見市長申立て(R1年度は障害3件、高齢40件)を行った。 ・社会福祉協議会の権利擁護センター等と連携して本人や親族申立ての支援を行った。 ・福祉政策課、障害者支援課、権利擁護センター等との権利擁護検討会議は継続して毎月実施している。
12				③ 選挙における配慮の推進	・障害のある人が選挙に参加しやすいように、選挙公報や候補者名簿等の点字版・音声テープ版の製作とともに、投票所での車椅子の配備やスロープ設置、選挙管理本部での手話通訳者の配属等、投票しやすい環境整備を継続します。 また、代理投票や郵便等による不在者投票等、障害のある人に配慮した投票制度の周知に努めます。	選挙管理委員会	大阪府知事選挙及び大阪府議会議員選挙 岸和田市議会議員一般選挙 参議院議員通常選挙	・選挙のお知らせや選挙公報の点字版・音声テープ版を作成。(選挙公報の作成は岸和田市議会議員選挙のみ) ・候補者名簿の点字版を作成。(岸和田市議会議員選挙のみ) ・投票所での車いすの配備やスロープ設置、選挙管理本部での手話通訳者の配属。 ・障害者手帳交付時に配付するしおりに、障害のある方に配慮した投票制度の案内を掲載。

	基本目標	施策の方向	具体的な取り組み	取り組み	内 容	担当課	事業名	令和元年度の実施(実績)内容(委託、助成含む)
18		3 安心・安全対策の促進	(1) 防災対策の推進	① 避難体制づくりの推進	・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者の把握や地域による安否確認、避難誘導体制の構築を促進します。 ・避難所施設のバリアフリー化やトイレ整備を推進します。また、福祉避難所ガイドラインに基づき、さらなる福祉避難所の指定に向けた関係機関との調整を推進します。 ・災害時の災害情報を適切に伝達するため、防災行政無線やエリアメールをはじめ、住民向けメール、TEL、FAX機能等様々な手段を使った情報提供を行うとともに、要支援者をはじめとした市民に積極的な周知を図ります。	危機管理課 障害者支援課 介護保険課	避難行動要支援者支援プラン推進事業	・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」に基づき介護保険課で作成した要支援者名簿のうち、平常時からの名簿提供に同意頂けた方の名簿について、地域の支援者や支援団体等へ提供し、地域での防災訓練や見守り活動に活用してもらえるよう働きかけた。 ・災害関連情報を適切に住民へ伝達できるよう、防災行政無線やエリアメール/緊急速報メールをはじめ、メールアドレスを登録頂いている町会関係者へのメール配信や、市ウェブサイトへの掲載、Twitter、Facebook、Instagramへの掲載等、情報発信の多重化を図った。 また、出前講座等では、市民自らも積極的に情報取得に努めてもらえるよう啓発した。 ・水防法の改正に伴い、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画を作成して市町村に届け出ることが義務付けられたため、施設担当課とともに要配慮者施設に対し通知文を送付し、避難確保計画策定の啓発に努めた。 ・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、避難行動要支援者名簿を更新し、平成31年2月に町会・自治会、民生委員・児童委員、地区福祉委員会等へ名簿提供の同意者の名簿を配付した。 (令和元年11月に対象者855名に通知し、303名より返送、最終3,058名の同意者の名簿を配付)
19				② 地域での防災活動の推進	・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」に基づき、要支援者名簿を活用した避難支援者による普段の地域の見回りや見守り活動等の促進を働きかけます。 ・要支援者自身も参加する自主防災組織をはじめとした地域の防災訓練の実施の促進を働きかけます。 ・障害者施設等に向けた消防訓練の指導に積極的に取り組みます。また、障害のある人も参加できる訓練の周知や、実施方法の工夫を図ります。 ・聴覚・視覚障害のある人に対する救急講習の資機材の充実を図ります。	危機管理課 消防予防課 消防警備課 社会福祉協議会	小地域ネットワーク事業	・「岸和田市避難行動要支援者支援プラン」に基づき介護保険課で作成した要支援者名簿のうち、平常時からの名簿提供に同意頂けた方の名簿について、地域の支援者や支援団体等へ提供し、地域での防災訓練や見守り活動に活用してもらえるよう働きかけた。 ・地域での出前講座等では、要支援者自身も積極的に参加できる地域の防災訓練の実施の促進を働きかけた。 ・障害者支援施設等での消防訓練の指導実績は8件あり。障害の程度に合わせて、施設職員の力を借りながら、現場で工夫・対応し、消火・避難訓練の指導を行なった。 ・救急講習用として聴覚障害者用AEDトレーナーを導入しており、そのトレーナーの使用方法的の習得と維持管理に努めている。 ・また、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障害者が円滑に消防への通報を行えるようにするNet119緊急通報システムを含む高機能消防指令センターシステムを令和2年度に更新整備することから、当該整備に向けて実施設計を行った。 ・社協では、地区福祉委員会に「避難行動要支援者制度の周知と申請のサポート」を依頼。実施した地区(町会自治会)へは、補助金を加算する仕組みを令和元年度より作成した。
			(2) 防犯・交通安全対策の推進	① 地域での防犯活動の推進	・「安全見まもり隊」や「こども110番の家」等、地域住民による見守り活動の周知・促進により、地域ぐるみの防犯体制づくりを推進します。 ・支援学校や相談支援事業所、通所事業所等へ出前講座を開催し、消費者被害防止に努めます。 ・警察と連携し、緊急時のFAXによる緊急通報の受理(FAX110番)や、Eメールによる緊急通報の受理(メール110番)等に関する周知を促進します。	生涯学習課 自治振興課 障害者支援課	青少年対策事業 出前講座	・「安全見まもり隊」……平成17年度より、大阪府下全域で取り組んでいる。岸和田市内では、市内の全小学校区に「子どもの安全見まもり隊」を設置し、地域のボランティアの方々の協力を得ながら、子どもたちの登下校時の通学路における子どもの見守り活動を行うことにより、子どもの安全を確保している。 見守り隊員の登録者数:3,312人、箇所数:338箇所 ・「こども110番の家」…協力家庭数:5,120家庭、協力事業数:103事業 ・令和元年度は相談支援事業所での出前講座を実施できなかったが、前年度に引き続き、岸和田市障害者虐待防止ネットワークに参加し情報共有を図っている。
20				② 交通安全対策の推進	・車イス利用者や視覚障害のある人などが安心して通行できるように、放置禁止区域内の自転車・ミニバイクの撤去や、学校・地域での交通安全教室等の啓発活動を通し、市民の交通マナーの向上に努めます。	建設管理課	交通安全対策事業 自転車駐車対策事業	・交通安全教室として、31回実施し、7,073人の受講があった。 ・放置禁止区域の自転車等の撤去として、1,279台の実績があった。
21		4 情報提供・コミュニケーション支援の充実	(1) 情報提供体制の充実	① 情報のバリアフリー化の推進	・障害のある人が必要とする福祉サービスに関する情報や、余暇活動に関する情報について、広報やインターネット、テレビ・ラジオ等様々な媒体を活用して周知を推進します。 ・情報提供は、障害のある人だけでなく、高齢者、外国人等にも配慮して、できるだけわかりやすい表現を用いるよう進めます。また拡大文字の使用、点字版や音声版の作成、外国語表記などにも努めていきます。 ・障害者用トイレの存在が外からみてわかる「トイレOKシール」の普及を通して「街角トイレ運動」を推進します。	広報広聴課 社会福祉協議会	岸和田バリアブレイクプロジェクト	・障害のある人を対象とした行政情報などを、随時、広報きしわだやホームページに掲載し、積極的な情報発信を行った。広報きしわだ掲載時には、視覚障害者や弱視の人が読み取りやすいよう配色や配置を配慮した。 ・ホームページでは、アクセシビリティに配慮したページ作りに努めた。 また、広報きしわだの音声版「声の広報」や点字版「点字広報」の作成を広報きしわだ発行時に行った。 ・車椅子ユーザー等が岸和田祭を楽しむために、見物コースとマップづくり、試験曳きの際のツアー企画を進めている。街歩きイベントでは、地元の子どもや地域の団体、車いす利用者や赤ちゃん連れの保護者が参加し、トイレの場所も含めて車椅子等でだんじりを楽しめる見物コースを考えている。 ①実行委員会 年6回57人参加 ②街歩きイベント 年1回97人参加 ③試験曳きツアー 年1回25人参加(同伴者含む) ④マップの作成
22				② 地域における情報提供の推進	・障害福祉サービスや介護保険制度、新たなサービスの詳細等について、公民館や集会場での情報提供の促進とともに、要請に応じて出前講座の実施を推進します。 ・パソコン講習会の継続により、コミュニケーション及び情報収集の手段としてのパソコン利用の周知・拡大を図ります。	生涯学習課	学級講座等運営事業	「IT相談広場」……パソコン講習会の継続により、コミュニケーション及び情報収集の手段としてのパソコン利用の周知・拡大を図った。 毎月第1・3日曜日(13:00～16:00)全21回に175名が参加した。
23			(2) コミュニケーションの支援の充実		・聴覚に障害のある人の社会参加や余暇活動を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。 ・福祉関連窓口などにおいて、手話通訳者の配置や、職員への手話研修に努めます。 ・手話通訳者(奉仕員)や要約筆記者の養成研修や現任研修を継続します。	障害者支援課 社会福祉協議会	地域生活支援事業 ボランティア養成講座の開催	・聴覚に障害のある人の社会参加を支援するため、多方面における手続き等のため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行った。 ・市民病院に手話通訳者を設置しており、必要時に直接支援を受けていただいている。また、職員に対しての手話研修を実施した。 ・聴覚障害のある人等の支援を行うため、手話通訳者や要約筆記者の養成研修や現任研修を行った。 ・聴覚障害者の理解とボランティアの育成を目的に下記講座を実施した。 手話講座80回857人、要約筆記講座5回28人

	基本目標	施策の方向	具体的な取り組み	取り組み	内 容	担当課	事業名	令和元年度の実施(実績)内容(委託、助成含む)
18	Ⅱ 子どもの生きる力を育み伸ばす	1 早期発見・早期療育の推進	(1) 早期発見のための取り組み推進	① 各種検診の充実	・疾病や障害の早期発見・早期予防ができるよう、健診の受診率向上に向けた啓発活動とともに、従事者のスキルアップや医師の確保等、実施体制の充実に努めます。	健康推進課		・4か月児・1歳6か月児・2歳6か月児歯科・3歳6か月児健康診査の定期健康診査をはじめ、経過観察健康診査等で疾病や障害の早期発見に努め、健康診査に従事する専門職のスキルアップを目指し、勉強会等を開催。 ・定期健康診査においては、受診率向上の為に未来所者への再度の案内送付を行い、未受診者を1人でも少なくするように受診勧奨を行っている。
				② 相談支援の充実	・妊娠中から産後の不安や悩みについて相談できるよう、面接や電話による相談支援の実施とともに、支援が必要な方の早期把握に努めます。 ・保健師、助産師、栄養士、保育士、臨床心理士等による家庭訪問の実施により、関連機関と連携をとりながら、適切な養育支援の充実に努めます。 ・保育園や幼稚園において、集団のなかで支援が必要な子どもを早期に発見・対応できるよう、職員の研修機会の充実に図ります。また、適切な情報提供やアドバイス等を行うことにより、改善や二次障害の予防に努めます。	健康推進課		・妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援ができるよう、助産師等の専門的な見地から支援を必要とする妊産婦等を早期に把握し、相談支援を実施。フォロー訪問指導(訪問指導・電話相談)やママにつこり相談(来所相談)で対応している。 ・子育て施設課主催の保育士等を対象とした学習会の講師依頼をうけ、臨床発達心理士を派遣し、人材育成の充実に図った(年2回)。 ・障害児療育部会が主催で、保育士等の人材育成を目的として、発達に支援が必要な子どもに関する研修会を実施した(年1回))。
(2) 乳幼児期の療育支援の充実			① 療育支援施設の充実	・重度の障害がある乳幼児の療育の充実のため、専門的な機能を有する療育センターの設置について、大阪府へ要望していきます。 ・肢体不自由児・知的障害児療育施設等を統合し、療育上の統括的な施設となる総合通園センターを整備し、充実させていきます。	子育て施設課	総合通園センター運営事業	・平成29年8月1日より多機能型児童発達支援センターとして「岸和田市立総合通園センター」を開設した。福祉型児童発達支援を行う「バビースクール」は年間34名が通所、医療型児童発達支援を行う「いながわ療育園」には年間22名が通所。また、外来リハビリテーションを年間延べ1,145名(就学前児327名、就学児818名)が利用した。障害児通所支援事業とは別に、自主事業の親子教室に「バビースクール」は年間6名、「いながわ療育園」に年間8名、あそびの広場には年間18名が参加した。	
			② 療育支援体制の整備	・「あゆみファイル」の適正な活用をより一層促す研修会の実施等により、発達支援に必要な子どもへのライフステージに応じた相談体制の充実に図ります。 ・岸和田市子育て支援地域協議会障害児療育部会や、岸和田市障害者自立支援協議会等の連携により、ネットワーク構築の推進を図ります。	健康推進課 子育て支援課		・あゆみファイルの適正な活用を促進するため、障害児療育部会が主催して、「あゆみファイル」の活用に関する研修を実施した(年1回)。 ・障害児療育部会は年間3回の部会を開催し、障害児支援に関する課題を出し合い、課題の抽出やそれに伴うシステムの見直し、人材育成の研修についての検討を行った。また、令和2年度に就学予定の障害児等を持つ保護者を対象に進路説明会を開催した(年1回)。	
23		2 年齢や障害特性に応じた保育・教育の充実	(1) 幼児保育・教育の充実	① 保育・教育体制の充実	・障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つことができるような視点での保育・教育の充実に図ります。 ・保育所入所にあたり、保育士と臨床心理士等が連携し、子どもの適正な心理判定を行うことにより、集団生活で必要な支援を検討します。 ・保育所の巡回相談対象児や幼稚園の発達相談対象児の増加に対応するため、ニーズに合わせた相談体制の充実に図ります。 ・「あゆみファイル」を活用した一人ひとりの支援情報の適切な引き継ぎを行うことにより、就学前から就労に至るまで、一貫した支援の充実に図ります。	健康推進課	発達相談事業	・保育所入所にあたり、子育て施設課の依頼を受けて、臨床発達心理士(または臨床心理士)を派遣し、子どもの適正な心理判定を行い、集団生活で必要な支援内容の検討を行った。 ・巡回相談は、市内の医療型児童発達支援センター(いながわ療育園)、福祉型児童発達支援センター(バビースクール)、公立保育所、民間保育園、認定子ども園に在園する発達に支援が必要な子どもを対象に発達検査を用いた個別相談や集団観察等を行い、保護者・保育士への助言等を行った。 ・「あゆみファイル」は、ライフステージが大きく変わる就学時に一番多く作成されるため、巡回相談時に保護者へ必要性等の説明を行い、スムーズな移行支援を行った。
24		② 職員の研修の充実		・幼稚園教諭を対象とした特別支援教育研修、※特別支援教育コーディネーター連絡会、発達検査研修等による研究機会の充実に図ります。 ・障害児保育については、保育所職員を対象とした「障害児保育研究会」を定期的に開催し、子どもの発達と保育に関する学びあいの機会を創出します。	人権教育課	特別支援教育事業	・特別支援教育研修会や特別支援教育コーディネーター連絡会を幼稚園教職員対象に実施した。また、障害者の人権課題をはじめとして、さまざまな人権課題に係る研修を実施し、教職員の人権感覚の高揚を図った。	
28		小・中学校における教育の充実	(2) ① 教育体制の充実	・就学相談や教育相談、専門家による巡回相談等により、個々のニーズに円滑に対応できる体制づくりに努めます。 ・肢体不自由、病弱・身体虚弱な児童に対して、しいのみ学級における機能訓練を計画的に実施します。 ・市民病院と連携を図り、院内療養中の児童のための、教育機会の提供を支援します。	人権教育課	特別支援教育事業	・就学相談や支援相談が年々増加しているが、個々のニーズに丁寧に対応した。機能訓練も計画的に実施をした。院内学級では、入院した子どもが安心して学校復帰できるよう、学習面の指導と心理面でのケアに努めた。	
29				② 教職員の研修の充実	・特別支援教育に関する研修の実施により、教職員の資質向上に努めます。	人権教育課	特別支援教育事業	・特別支援教育の推進に向け、特別支援教育コーディネーターを含め、全教職員対象の研修を実施した。

基本目標	施策の方向	具体的な取り組み	取り組み	内 容	担当課	事業名	令和元年度の実施(実績)内容(委託、助成含む)
		⁽³⁾ 後期中等教育における教育の充実		・市立産業高校における受け入れの充実に向け、特別支援教育研修や特別支援教育コーディネーター連絡会等における研修を実施します。 ・支援を必要とする障害のある生徒の増加に対応できるよう、高等学校や支援学校におけるきめ細やかな支援について、大阪府への要望を継続します。	人権教育課	特別支援教育事業	・特別支援教育研修や特別支援教育に関する情報提供、コーディネーター連絡会などについて高校に参加の依頼をし、研修を実施した。 ・支援を必要とする生徒のアセスメントを行い、より具体的に丁寧な対応を行う。高校、支援学校において、きめ細かく支援できる場が必要であることを、継続して要望した。
		⁽⁴⁾ 医療的ケアを必要とする児童への対応の充実		・医療機関や支援学校との連携を図りながら、市立学校への看護師の配置に努めます。 ・府立支援学校での医療的ケアの必要な子どものための看護師配置の充実について、大阪府への要望を継続します。	人権教育課	特別支援教育事業	・医療ケアが必要な児童生徒のために看護師を継続して配置し、日常の体調面や精神的なケアも行った。通常の学級と支援学級との連携を密にし、児童生徒が安心して、安全に学校生活が送れるように取り組みを進めてきた。
30	3 休日や放課後活動の充実	⁽¹⁾ 文化・スポーツ活動の充実	① 文化活動の充実	・地域の子どもを対象とした夏休みの短期講座や、「少年教室」「子どもの居場所教室」を継続するとともに、内容の充実を図ります。	生涯学習課	学級講座等運営事業・青少年育成事業	・「夏休み短期講座」・・・科学実験、工作、軽運動などさまざまなジャンルの講座を毎年実施した。
31			② スポーツ・レクリエーション機会の提供	・子どもが楽しく安心して参加できる様々なスポーツ・レクリエーション活動の、機会や場所を提供します。	障害者支援課	地域生活支援事業	・福祉センターで、障害児・者体操教室の実施(月1回)や、自主グループ(元気っこ)の支援(年間の会場予約等)を行った。
32		⁽²⁾ 居場所づくりの推進	① 放課後等における居場所の確保	・現在実施している放課後子ども教室(平成28年10月現在、9教室)について、地域の方々との※協働により、一層の充実を図ります。 ・チビッコホーム(放課後児童クラブ)における障害のある児童の受け入れについて、指導内容の充実や、支援員の資質向上・適正配置に努め、利用促進を図ります。 ・「岸和田市障害児のためのサマースクール実行委員会」の運営を支援します。 ・夏期障害児学童保育を継続して実施し、障害のある児童やその家族に向けた周知に努めます。 ・放課後等デイサービス事業の活用により、放課後等における障害のある児童の 日中活動の充実を図ります。	生涯学習課 子育て支援課 社会福祉協議会	地域教育支援活動事業 放課後児童健全育成事業 障害児通所支援事業	・「放課後子ども教室」・・・平成19年より、岸和田市内の小学校区にて、地域の方々との協働により、放課後子ども教室を実施。(9教室 参加児童数396名 安全管理員147名) ・チビッコホーム(放課後児童クラブ) 保護者の就労や就学等により放課後保育を必要とする小学1～6年生を対象に、家庭機能を補完し児童の健全育成向上を図るため主に小学校内で実施しています。 支援学校児童の利用 ； 0名 支援員の資質向上に向け、子育て支援課主催の研修の外、府主催研修への参加。 ・放課後等デイサービスの利用者は457名(令和2年3月末現在)で、1年間で延べ68,603日の利用。
33			② 地域における居場所づくりの推進	・「誰もがつどえるリビング」の運営支援を推進するとともに、地域住民のみならず、福祉施設や企業も参画した常設型の地域の居場所づくりに取り組みます。	社会福祉協議会	誰もが集えるリビング推進事業 岸和田つ子を地域ではぐくむ居場所づくりプロジェクト	・市福祉政策課との連携で多世代の住民の交流の場である「誰もがつどえるリビング」の設置・運営を支援した。(令和2年3月末現在50箇所が運営) ・市内で市民有志が取り組む誰もが参加できる食事提供がある居場所の設置・運営を支援した。(令和2年3月末現在16拠点に対して支援)
34	4 生活支援の充実	⁽¹⁾ 障害福祉サービスの提供		・障害のある児童が、必要な障害福祉サービスが受けられるよう、障害福祉計画に基づくサービスの提供を推進します。 ・医療的ケアが必要な児童に対して、※ホームヘルプサービス、※短期入所(ショートステイ)が行える事業所の確保に努めます。	障害者支援課 子育て支援課		医療的ケアを必要とする児童の受入れ先確保が求められている現状を事業者に継続して周知し、サービス提供に向けて研修への参加や事業開始を促していく。
35		⁽²⁾ 各種手当制度の周知		・広報等による定期的な情報提供の実施により、各種手当制度の周知を推進します。	障害者支援課		広報紙、市ホームページ及び窓口での手帳交付時に制度の周知を行った。また、地域包括支援センター等において同周知を行った。

	基本目標	施策の方向	具体的な取り組み	取り組み	内 容	担当課	事業名	令和元年度の実施(実績)内容(委託、助成含む)
37	Ⅲ ころと体の健康を育み、命を大切にする	1 保健・医療の充実	(1) 健康づくりの推進	① 各種健診等の充実	・生活習慣病等を予防するため、各種健診の受診率の向上を図ります。また、様々な媒体や健康教育等の機会を通し、健康に対する意識の向上を促します。 ・歯科健診や歯科健康教育等により、口腔ケアに対する意識の向上を促します。	健康推進課	健康増進事業 特定健康診査等事業	・特定健康診査：40歳以上の岸和田市国民健康保険加入者を対象に、集団特定健康診査を保健センター及び市民センター（4か所）や公民館（1か所）で実施。保健センターでの特定健康診査は、肝炎検診、各種がん検診、骨粗しょう症検診、市民歯科健康診査を同時に実施（2日間1コースで年間28コース）。また、市民センターや公民館での巡回特定健康診査は、肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診を同時に実施（各会場年間1回）。 ・がん検診等：40歳以上（胃がん検診については35歳以上、子宮頸がん検診については20歳以上）の市民を対象に、保健センターで各種がん検診、骨粗しょう症検診、市民歯科健康診査を実施（年間34日間）。 ・巡回がん検診：40歳以上（胃がん検診については35歳以上）の市民を対象に、肺がん・結核健診、胃がん検診、大腸がん検診を市民センター（4か所）や公民館（1か所）で実施。※巡回特定健康診査と同日に実施（各会場年間1回）。 ・巡回乳がん検診：40歳以上の市民で受診日当日偶数年齢の女性を対象に乳がん検診を市民センター（4か所）や公民館（1か所）で実施（各会場年間1回）。 ・医療機関での個別（健）検診：市内指定医療機関において、20歳以上の市民を対象に基本健康診査、40歳以上の市民を対象に、肝炎検診、肺がん検診、大腸がん検診を5月～翌3月まで実施。また、20歳以上の市民で受診日当日偶数年齢の女性を対象に子宮がん検診を、40歳以上の市民で受診日当日偶数年齢の女性を対象に乳がん検診を通年実施。 ・その他：保健センターでの協会けんぽ特定健康診査実施時に40歳以上（胃がん検診については35歳以上）の市民を対象に、肺がん、胃がん検診、大腸がん検診を同時に実施（年間3日間）、肺がん、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん検診を同時に実施（年間1日間）。 ・がん検診総合支援事業：20歳の女性に子宮頸がん検診無料クーポン券、40歳の女性に乳がん検診無料クーポン券を送付し、受診勧奨を実施。また、大阪府ががん検診受診勧奨の重点年齢としている年齢の人に、個別通知による受診勧奨を実施。 ・歯科健診：市内指定医療機関において、市民歯科健康診査を40歳から74歳の市民を対象に、通年実施。また、40歳以上で寝たきり状態にある人には、訪問歯科健康診査を実施。 ・健康教室：高血圧（未治療）の人を対象に、3日間コース（年間3回）、1日間コース（年間1回）の高血圧教室を実施。
38				② 健康づくり、介護予防の促進	・二次障害等を予防するため、健康管理や健康づくりの推進に向けた専門職による健康相談等に取り組みます。 ・介護予防活動を促進するため、「いきいき百歳体操」を中心とした地域の自主体操活動の普及に取り組みます。	健康推進課 介護保険課	健康増進事業 介護予防事業	・健康相談：保健師等による健康相談を随時実施。（栄養士による個別栄養相談、歯科衛生士による個別歯科相談は予約制で実施） ・地域の自主活動として実施できる「いきいき百歳体操」の普及・拡大に努め、令和元年度末現在、市内124ヶ所で実施。（平成30年度末は108ヶ所）
40			(2) 地域医療の充実	① 医療機関における受け入れ体制の整備	・医師や看護師等の医療機関スタッフの障害についての理解を促進するとともに、コミュニケーションに障害のある人が、医療機関において十分な意思疎通ができるよう、引き続き手話通訳者・要約筆記者の派遣を推進します。	市民病院		平成28年度より手話通訳を月～金、9時～16時で配置している。
41				② 医療サービスの充実	・医師会との連携や、市民病院の地域医療センターでの退院支援等により、在宅医療・看護の充実に努めます。 ・在宅難病患者の方の支援体制を、医師会、市民病院の地域医療センターや関係機関と連携して推進します。 ・障害のある人が安心して歯科診療を受けることができるよう、関連機関と連携し、障害者歯科診療を整備します。	介護保険課 障害者支援課	在宅医療・介護連携 障害者歯科事業	・在宅医療介護連携拠点会議（医師会、歯科医師会、薬剤師、訪問看護、市民病院、行政等）を毎月開催し、各機関との連携、住民啓発、等を実施している。 ・地域の歯科診療所で治療を受けることが困難な市内在住の障害児者を対象に、令和元年6月より障害者歯科診療を開始した。
44			(3) 地域リハビリテーションの推進	① リハビリテーションの総合化	・身近な地域でリハビリテーションを受けることができるよう、リハビリテーション実施機関に関する情報提供に努めます。 ・個別のニーズに応じ、発症から維持期まで一貫したリハビリテーションを受けられるよう、関連機関との連携の一層の強化を図ります。	市民病院		・回復期リハや外来リハビリ医療機関の情報把握に努め、個人のニーズに合った医療機関の情報を提供している。 ・脳卒中や大腿骨等の地域医療連携バスを使用し、急性期・回復期・維持期における地域医療機関との連携に取り組んでいる。
45				② 多様な支援ネットワークづくり	・岸和田市自立支援協議会におけるネットワークの強化を推進します。また、市内事業所連絡会等における定期的な情報交換により、障害者自立ネットワーク活動を促進します。 ・地域の連携による生活支援を推進するため、相談支援事業所や地域活動支援センターにおける活動の促進を図ります。 ・市民病院では、急性期病院としてのリハビリテーションを行うとともに、その後の回復期リハビリテーションにつなげるなど地域医療機関との連携を推進します。	障害者支援課 市民病院		・対人関係や体調等の理由でサービスを利用していない障害者に委託相談支援事業所や地域活動支援センターを案内し、継続的な相談に繋げるよう努めた。 ・退院時に、相談支援事業所の担当者にカンファレンス等に参加いただき、情報を提供している。 ・自立支援型ケアマネジメント作成会議に参加し、地域包括ケアセンターが作成しているケアプランの内容見直し及び自立支援型ケアマネジメントの作成に関して助言している。
46			(4) 個別のニーズに対応する関連機関の連携強化		・市民病院で治療を終えた障害のある人を、地域の医療機関にスムーズにつなげられるよう、高度・専門医療と救急医療の充実を図るとともに、地域医療機関との連携強化を図ります。 ・高次脳機能障害のある人とその家族の支援の充実のために、「高次脳機能障害地域支援ネットワーク」との連携を図るとともに、家族介護の会の組織化を支援します。	市民病院		・随時紹介できるよう、市内外12医療機関との市民病院連携懇話会を年1回、市内15病院との病病連携会議を年4回開催し各医療機関と情報交換を行い、現状や問題点等を把握し連携強化に取り組んでいる。
47	Ⅳ ころの健康づくり	2 ころの健康づくり	(1) ころの健康づくりの推進	① ころの健康づくりに関する啓発活動の推進	・庁内外の相談機関の連携を図るとともに、相談会や※ゲートキーパー養成研修の開催、相談カードの配布等により、自殺予防対策を推進します。 ・ストレスの対処法などについて、健康教室や健康相談等を通し、正しい知識の普及・啓発を行います。	健康推進課	自殺予防対策事業	・自殺予防対策として、庁内外の相談機関によるネットワーク会議の開催（1回）や相談機関の連絡先を掲載した相談カードの作成と配架、精神科医師や弁護士等専門職種による相談会の開催（年2回）、職員向けゲートキーパー研修の開催（年2回）、健康まつり等において自殺予防啓発用ポケットティッシュやパンフレットの配布等を行い、自殺予防について啓発活動を行なった。 ・自殺の現状や課題を明確にしたうえで、今後市を挙げて取り組むべき施策を、より総合的かつ効果的に推進するために、平成30年度から2か年で策定した「岸和田市いのちを支える自殺対策計画（素案）」について、市民から広く意見を得るためにパブリックコメントを実施し、本計画を策定した。
48				② 相談体制の充実	・各種相談機関との連携により、相談体制や支援充実を図ります。特に、発達障害に起因する※ひきこもりの人の支援を推進します。	障害者支援課		・市の基幹相談支援事業所や委託相談支援事業所、コミュニティソーシャルワーカー、児童部門と連携し、相談体制を図っている。

第4次岸和田市障害者計画振り返りシート

	基本目標	施策の方向	具体的な取り組み	取り組み	内 容	担当課	事業名	令和元年度の実施(実績)内容(委託、助成含む)
68	Ⅳ 生きがいを持ち、活力のある生活を送る	1 就労支援の充実	(1) 雇用・就労の促進	① 障害者雇用に関する啓発活動の促進	・ハローワークや泉州中障害者就業・生活支援センター、商工会議所等と連携し、事業主等が障害者雇用に関する理解と認識を深めることができるよう、啓発を強化します。 ・障害者雇用に関する事業所への助成制度について、ハローワーク等と連携し情報提供の支援に努めます。	産業政策課		・関係機関と連携し、事業主等が障害者雇用に関する理解と認識を深めることができるよう、適宜チラシやメールマガジンを通じ、啓発強化に努めた。 ・適宜チラシ配布等を行い、情報提供の支援に努めた。
69				② 就労相談の充実	・障害者雇用就労相談や就労困難者等雇用相談等による雇用・就労支援を推進します。 ・「地域就労支援事業推進会議」による情報交換の推進とともに、国や府の労働関係機関及び泉州中就業・生活支援センターとの連携による、相談支援ネットワークの強化を図ります。	産業政策課		・障害者雇用就労相談や就労困難者等雇用相談を通じ、雇用・就労支援に努めた。 ・(一社)おおさか人材雇用開発人権センターへ委託し、11月13日に「きしわだ障害者就職模擬面接会」を開催した。7名の参加があり、一般就労を目指し訓練等を継続中である。 ・「地域就労支援事業推進会議」を始めとする関係機関との会議に出席し、情報交換や連携強化を図った。
70				③ 職業訓練・職場実習の推進	・大阪障害者職業能力開発校にて実施する職業訓練等について、関係機関と連携し、周知を図ります。	障害者支援課		大阪障害者職業能力開発校にて実施する職業訓練等の案内チラシを市の窓口に配架した。また市役所内での障害ある人の実習を行った。(観光課、人権・男女共同参画課にて実施)
72			(2) 雇用・就労機会の創出		・「※行政の福祉化」への取り組みを推進するとともに、市役所における障害のある人の法定雇用率の達成と維持を図ります。 ・授産製品の製作・販売の場として福祉ショップの設置を検討します。 ・総合評価入札評価基準の改定を検討し、就職困難者及び障害のある人の雇用の促進を図ります。	人事課 障害者支援課 契約検査課	総合評価入札制度等への取り組み	・法定雇用率は達成しているが、状況に応じて障害者対象の採用試験を実施している。平成31年度(令和元年度)は正職員として3名、非常勤嘱託員として2名採用した。 ・市役所内での実習生の受け入れ(令和元年度は観光課、人権・男女共同参画課)を実施した。 ・令和元年度は総合評価入札が未実施のため実績はない。令和2年度に行われる市庁舎清掃警備等管理業務委託の総合評価入札における評価項目に、障害者新規雇用計画、知的障害者就業支援計画、障害者雇用実績、障害者雇用率等を入れ、評価の加算対象とした評価基準を定めた。
76			(3) 就労継続(定着)に向けた取り組みの充実		・障害のある人が職場に適応し、長く働き続けることができるように、関係機関と連携して就労支援に努めます。 ・雇用と福祉分野の連携により、離職した障害のある人の再就職の支援を推進します。	障害者支援課		・自立支援協議会で就労関係機関と情報交換を行ったり、支援学校進路相談会に出席し卒業後の進路に関する個別相談を行っている。 ・生活困窮者自立支援事業、障害者就業・生活支援センター等と連携。
80		2 社会参加・余暇活動の促進	(1) 交流・ふれあいの場の創出	① 障害者団体の活動支援	・広報やリーフレット等の各種媒体により、障害者団体の活動の周知を推進します。 ・研修会、レクリエーション等、障害福祉団体の活動促進を図ります。	障害者支援課	障害者福祉団体支援事業 地域生活支援事業	・各団体への補助金を通じて、レクリエーションや研修の実施。 ・窓口での個別の相談から、各団体を紹介したりなどを行った。
81				② 交流の促進	・近隣市の障害者団体との交流等、団体間同士の交流の促進を図ります。 ・地域住民のみならず、福祉施設や企業も参画した常設型の地域の居場所づくりに取り組みます。 ・市立福祉総合センターにおいて、だれもが気軽に集える居場所を開設し、社会参加のきっかけづくりを推進します。 ・障害のある人とボランティアが、ともに学びあう機会である「岸和田市障害者学級」の運営を支援します。	生涯学習課 社会福祉協議会	青少年関係団体支援事業 誰もが集えるリビング推進事業 岸和田つ子を地域ではぐくむ居場所づくりプロジェクト居場所事業	・障害のある人と地域の人々が、ともに学びあい、つながりの場を創りだしていく活動、「岸和田市障害者学級」の支援に努めている。 ・市福祉政策課との連携で多世代の住民の交流の場である「誰もがつどえるリビング」の設置・運営を支援した。(令和2年3月末現在50箇所が運営) ・市内で市民有志が取り組む誰もが参加できる食事提供がある居場所の設置・運営を支援した。(令和2年3月末現在16拠点に対して支援)
82			(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進	① 各種講座の提供	・手話通訳のある講座の開催や、障害のある人の興味に応じた講座の企画を行います。 ・障害のある人の技術や能力を活かした講座の講師役の機会の提供に努めます。	生涯学習課 社会福祉協議会 障害者支援課	学級講座等運営事業 ボランティア養成講座の開催	【生涯学習課】 平成28年度 「保護者のための気持ちコントロール」→発達障害者向けの保護者等対象【45人参加】 平成29年度 「音楽療法ってなんだろう?」→発達障害者向けの保護者等対象【20人参加】 「障がい児 守る防災」→障がい児向けの保護者等対象【11人参加】 平成30年度 「気づかれにくいけど、あちこちにいる『学習障害』」→障がい児向けの保護者等対象【23人参加】 「発達障害児のためにできること パパ篇」→障がい児向けの保護者等対象【8人参加】 令和元年度 映画上映会「オキナワへいこう」と浅香山病院の元看護部長 小川貞子さん講演会→浅香山精神科病棟のドキュメンタリー映画の上映会と日本の精神医療の現状など講演 【社会福祉協議会】 聴覚障害者の理解とボランティアの育成を目的に下記講座を実施した。 手話講座90回857人、要約筆記講座5回28人
83				② 文化活動の促進	・アートマルシェ等を通し、障害のある人の芸術・文化鑑賞の機会の創出を図るとともに、内容の充実を努めます。 ・視覚障害のある人を対象として、録音図書、点字図書及び大活字本の収集、整理、保存を推進するとともに、対面朗読を実施します。また、ファクシミリを活用した受付対応及び宅配サービスの継続等、障害のある人に対する図書サービスの充実を図ります。	文化国際課 図書館	アートマルシェ 図書館運営事業	・令和元年度実施のアートマルシェにおいて、8月障害児童の方だけでなく、車椅子の方、医療機器を利用している方もご参加いただけるマリンバのワークショップを企画。46名のうち3名(障害児童、車椅子利用者と医療機器使用者)申し込みあり。当日3名とも参加。 ・同年度の3月、同じ障害児童の方、車椅子、医療機器を利用している方もご参加いただけるマリンバのワークショップを企画するも、新型コロナウイルスによる感染拡大防止のため開催中止。 1 対面朗読サービス 昭和54年度からボランティアグループの協力を得て、視覚障害者を対象に対面朗読サービスを実施している。また、平成6年度から、自力で本を読むことが困難な障害者にも対象を広げ、読書の機会を保障してきた。 令和元年実績 77千円 45回 2 カセットテープ又はCDによる「声の新着案内」の発行 視覚障害のある市民を対象に、カセットテープ又はCDによる「声の新着案内」を発行し、読書の機会の均等を図っている(岸和田市視覚障害者協会との委託契約) 令和元年実績 152千円 238点発行(年4回) 3 大活字本の充実 大活字本を充実し、視力の弱い方々及び高齢者の方々に読書の機会を提供。 市内の図書館で1,877冊所蔵。 市内の図書館で1,877冊所蔵。 4 点字・録音図書の貸出・宅配サービス 福祉総合センター等で作成された点字図書・録音図書を所蔵。また、サビエ(視覚障害者情報総合ネットワーク)に加入し、全国から点字図書・録音図書を取り寄せ貸出している。録音図書には専用の機器が必要になるため、機器の貸出しも行っている。郵送による貸出しサービスを実施。また、身体に障害があり来館が困難な方には、自宅へ図書を届ける宅配サービスを行っている。 録音図書貸出 1,956点、点字図書貸出 166点、宅配 34件
84				③ スポーツ・レクリエーション活動の促進	・障害者スポーツの機会の提供を通し、障害者スポーツの振興・充実を推進します。 ・スポーツ活動の機会において、ニーズに応じて障害のある人(児童)の受け入れを検討する等、スポーツをする場や機会の創出を促進します。	障害者支援課		・大阪府障害者スポーツ大会への選手の派遣支援や岸和田障害者スポーツ(FD)への支援、大会の開催。 ・10月に車イスバスケットボール大会を開催した。 ・各障害者スポーツグループの後方支援を行った。
85				④ 施設のバリアフリー化	・公民館やスポーツ施設等について、バリアフリーの視点を考慮した整備・修繕を推進します。	スポーツ振興課 生涯学習課	公民館・青少年会館管理事業	・施設改修の際は、スロープの一部補修やトイレの洋式化等、バリアフリーの視点において随時改修を行っている。
		(3) 外出・移動支援の充実		① 情報提供の充実	・各種媒体を活用した余暇活動に関する情報の収集・提供に努めます。 ・いきいき学びのプランについて、点字版や音声版の作成・発行を推進します。	生涯学習課		・いきいき学びのプランについて、点字版・音声版を作成し、生涯学習情報の提供に努めている。
				② 外出支援サービスの充実	・手話通訳者等の派遣により、聴覚障害のある人の余暇活動への参加を促進します。 ・移動支援の増加するニーズに対応するとともに、利用者へのサービスの周知を推進します。	障害者支援課		・障害者スポーツ大会や地域のゲートボール大会等の余暇活動へ手話通訳者等を派遣した。

第4次岸和田市障害者計画振り返りシート

	基本目標	施策の方向	具体的な取り組み	取り組み	内 容	担当課	事業名	令和元年度の実施(実績)内容(委託、助成含む)
89	Ⅴ いつまでも住み慣れたまちで暮らせる地域生活基盤をつくる	1 地域包括ケアの構築に向けた支えあいのしくみづくり	(1) 住民参加の促進	① 地域福祉活動の推進	・岸和田市社会福祉協議会が組織する地区福祉委員会や、※小地域ネットワーク活動等による情報提供や研修等、住民主体で行う福祉活動の支援を推進します。 ・地域福祉への障害のある人の参画を推進するため、地域と障害のある当事者との連携を促進します。 ・岸和田市社会福祉協議会や地域団体だけでなく、郵便・水道等事業者とも連携し、孤立化を防ぐ地域の見守り支援体制の充実に努めます。	社会福祉協議会 福祉政策課	地区福祉委員会活動推進事業 小地域ネットワーク活動推進事業 誰もがつどえるリビング推進事業	・災害時避難行動要支援者への日頃からの見守り活動等を地区福祉委員会に提案し、地域内で町会、民生委員、地区福祉委員会等が合同で日頃からの福祉活動について検討する場づくりを支援した。 ・市民協議会が開催する地域の避難訓練に、障害がある当事者も参加できるよう情報提供し、参加を促した。 ・市福祉政策課との連携で多世代の住民の交流の場である「誰もがつどえるリビング」の設置・運営を支援した。 (令和2年3月末現在50箇所が運営) ・小地域ネットワークが開催しているサロン等に、障害の有無にかかわらず参加を促し、地域で孤立しないための環境づくりを推進している。(参加者数延76,318名) ・コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が、障害者の生活相談等を実施し、必要な支援につなげている。(延相談件数1,544件)
90				② ボランティア活動の推進	・ボランティアセンターでは、新たな人材の確保に向けたボランティア養成講座の開催とともに、勤労者や学生等も参加しやすい体験型プログラムの開発等、より多くの市民が参加できる環境整備を推進します。 ・新福祉総合センターの整備とともに、市民活動サポートセンターを設置し、市民の自主的な活動を支援していきます。 ・障害のある人のボランティア活動を推進するため、受け入れ施設の拡大に向けた啓発活動とともに、障害のある人も取り組むことができるプログラムの開発に努めます。 ・企業やその従業員に向けたボランティア活動等の機会の提供を推進します。	社会福祉協議会 自治振興課	・ボランティアスタイル事業 ・ボランティア体験プログラム ・ボランティア相談 市民活動サポートセンター運営業務	・ボランティアスタイル事業においては、10のプログラムのうち、放課後児童デイサービス施設でのボランティア体験プログラム・障害者学級でのボランティア体験プログラムを導入し、実施した。 ・障害がある人のボランティア活動相談を受け付け、活動先へのオリエンテーションおよびマッチング、および活動のサポートを行なった。 ・7月～9月の期間限定でのボランティア体験プログラムでは、68の福祉施設・団体の受け入れがあり、延べ172人の市民のボランティア体験を支援した。 ・主な業務内容は、NPOを含む市民活動団体の設立や運営等に関する相談業務、市民活動団体や市民などを対象とした講座の実施、交流会の開催、オープンスペースの提供、市民活動団体等のチラシや参考図書の配架等。市民活動支援の拠点と位置づけて運営を行っている。
93			(2) 相談支援体制の充実	① 相談対応の充実	・障害のある人の総合的な相談窓口である「岸和田市障害者基幹相談支援センター」を拠点とし、各相談支援機関の機能・特性に応じた役割分担を行うことにより、多様なニーズに対応する相談支援体制の構築を図ります。また、支援の必要な人の把握に取り組みます。 ・岸和田市障害者自立支援協議会の機能強化により、障害のある人への支援体制の整備とともに、効果的な相談支援体制の構築を推進します。 ・身体、知的、精神障害者相談員について、障害のある人や家族に対する周知を図ります。また、相談員同士や関連機関との連携による相談対応の充実を図ります。 ・犯罪や触法行為等への関与の防止や、長期入院、入所等からの地域生活移行や支援のため、地域や関連機関と連携した支援体制を構築します。 ・地域生活支援拠点等の整備の推進により、地域移行支援や親元からの自立等に関する障害のある人やその家族からの相談対応の充実を図ります。	障害者支援課 社会福祉協議会		・市内の障害者相談支援事業所(3事業所に委託)にて、障害のある人やその家族からの地域生活に関する相談に応じている。必要に応じて訪問や同行、関係機関と連携し支援を行っている。 ・障害者相談員の委嘱により、地域での相談に応じ、必要に応じて関係機関への案内につなげている。 ・重度の等級の手帳所持者のうち、サービス未利用者の訪問を行い、必要に応じて相談支援事業者やサービス利用に繋げた。 ・施設入所者のうち、地域での生活を希望する人や、社会資源を利用すれば地域での生活が可能な人に対し、施設の職員と連携し退所後の生活の案内やそのための準備等の相談に応じた。
94				② ケアマネジメント体制の充実	・障害の特性や家族状況等による様々なニーズに対応できるよう、相談支援専門員を確保するための研修の充実や、勉強会を通じた資質の向上を図ります。 ・すべての対象者に向けた計画相談支援の推進や、「あゆみファイル」の活用等による多様なニーズの把握、切れ目のない相談支援体制の維持を図ります。	障害者支援課		・自立支援協議会の相談支援部会において、支援方法等に関する勉強会や事例検討を行った。 ・計画相談について、個々のケースの支援内容や、計画作成の際に必要な視点などについて、適時助言した。
97	2 福祉サービスの充実	(1) 地域生活支援・サービスの充実	(1) 障害特性や個々のニーズへの対応の充実	① 障害特性や個々のニーズへの対応の充実	・計画相談支援に基づき、障害特性や個々のニーズに応じたサービスの確保・提供を図ります。 ・※障害支援区分の適切な認定により、利用者一人ひとりの実情に応じた支給決定に努めるとともに、審査請求制度について十分な周知を図ります。 ・居住支援のために必要な相談、体験の機会、緊急時の対応等の機能を備えた地域生活支援拠点等の整備の推進により、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ります。	障害者支援課		・相談支援専門員と協議しながら支給決定を行っている。また、支給決定基準を超える内容についても協議のうえ、個々の実情に応じた支給決定を行っている。 ・相緊急時の受け入れ先として想定される障害者支援施設について、相談支援事業所との間で翌1ヶ月分の短期入所空き状況の共有を行った。
98				② 障害福祉サービスの充実	・短期入所(ショートステイ)や移動支援等について、緊急時等にもスムーズに利用ができるサービスの量の確保に努めます。 ・障害のある人の日中活動の場の確保に向けた事業所の拡充に努めます。 ・医療的ケアが必要な重度障害のある人への支援の拡充に向けて、医師会との連携や、医療的ケアに対応できる事業所の参入促進を図ります。 ・高齢の障害のある人に向けて、介護保険事業計画に基づき地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、広域型特別養護老人ホームや※小規模多機能型居宅介護等の必要な施設の整備を図ります。 ・サービス提供事業所に対する※第三者評価の推進や、苦情解決のためのしくみ構築の検討等により、サービスの質の向上を図ります。	障害者支援課 介護保険課	・医療的ケアが必要な障害者の社会参加と日中活動先の確保及び家族の介護負担の軽減を図るため、生活介護事業者の看護師加配につき市内2事業所に事業委託を行った。 ・介護保険事業計画に基づき地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護)事業所と、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を実施する事業所の公募を実施。地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護)事業所については公募を得られなかったが、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護について公募いただいた1事業所を選定し施設の整備を図る。	
99			③ 地域生活支援事業の充実	・障害の特性に応じた各種福祉器具や、日常生活用具の給付の充実を図るとともに、情報提供の充実を図ります。 ・移動支援事業がさらに使いやすくなるよう、協議・検討を行います。	障害者支援課	・随時、市民や関係団体等に制度説明を行うなど、日常生活用具の給付の充実を図りながら、種々の情報提供の充実を図った。 ・平成28年度にガイドラインの見直しを行い平成29年度よりその運用を開始した。それ以降も移動支援の利用方法・支援方法について相談があった場合は、個々の実情に応じ協議のうえ対応している。		

	基本目標	施策の方向	具体的な取り組み	取り組み	内 容	担当課	事業名	令和元年度の実施(実績)内容(委託、助成含む)
100			(2) 家族介護者への支援	① 相談支援体制の充実	・個別相談支援を行うなかで、家族介護者の健康状態についても把握し、関連機関と連携した支援の充実を図ります。 ・関連機関が実施する家族会等、家族介護者の悩み相談や、情報交換・交流を図れる場の提供を推進します。	障害者支援課		相談担当:精神障害者及びその家族等の団体が行う精神障害者の社会復帰に関する活動に対する情報提供等の支援を市内1団体に委託し行った。
101				② サービスの利用促進	・家族や相談支援専門員からのニーズに応じ、家族介護者等の心身の負担を軽減するために必要なサービスの提供を推進します。 ・関係機関からの情報をもとに、サービス未利用者の掘り起こしを推進し、必要な人に必要なサービスが提供できるよう周知を図ります。	障害者支援課		平成30年度より引き続き、重度の等級の手帳所持者のうち、サービス未利用者の訪問を行い、必要に応じて委託相談市援事業者やサービス利用案内を行った(令和元年度対象1中学校区)
103		3 人にやさしいまちづくりの推進	(1) 利用しやすい快適な都市基盤づくり	① 都市施設の整備の推進	・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」及び「※大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設や設備について、だれもが安心して利用できるようバリアフリー化を推進します。 ・新設、建て替え等の際は、障害のある人の意見を伺う機会を設け、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。	建設指導課 高架事業・道路整備課 住宅政策課	府条例に基づく本市の事前協議 岸和田港福田線整備事業 JR阪和線高架化事業	・法、条例に基づく申請、届出及び相談に関し適切に対応した。 ・岸和田港福田線 L=760mが完成(都市計画道路) ・駅周辺道路整備として、 阪和線附属街路2号線(一部) L=699mが完成(都市計画道路) 阪和線附属街路4号線 L=320mが完成(都市計画道路) ・市営住宅の空き家改修時に手摺がない住戸には手摺の設置を行った。
104				② 交通環境の整備の推進	・国、大阪府、岸和田市、JR西日本、南海電気鉄道により、特定経路及び駅舎の整備を推進し、バリアフリー化の早期完成をめざします。 ・市道の歩道整備及び地元の要望に応じた交通安全施設の設置を継続していくとともに、安心して利用できる通行空間を早期に実現できるよう推進します。 ・障害のある人の移動の利便性を確保するため、重度障害のある人等を対象としたタクシー助成券の発行を継続するとともに、対象者への周知を図ります。	高架事業・道路整備課	・道路新設改良事業 ・交通安全施設整備事業 ・JR阪和線高架化事業	・駅周辺道路整備(特定経路ではない)として、 阪和線附属街路2号線(一部) L=699mが完成 阪和線附属街路4号線 L=320mが完成
106			(2) 生活しやすい住まいづくり	① 住まいの確保	・市営住宅について、大阪府や各市町の事例を踏まえ、グループホームの導入について研究するとともに、建て替え時においては、福祉世帯(車椅子常用者向特別設計住宅)の戸数の確保を推進します。 ・グループホームに入居する障害のある人の家賃の一部助成等により、住まいの場への支援を推進します。 ・「住宅確保要配慮者」が安心して住まいを確保できる環境整備により、大阪府における住宅セーフティネットの構築を図ります。また、民間賃貸住宅において、障害のある人や高齢者などが円滑に入居できるよう、市民への啓発、住宅建物取引業者の健全育成に努めます。	住宅政策課 社会福祉協議会	居住支援の取り組み	・HPにて、住宅確保要配慮者が円滑に入居できる賃貸住宅の情報から、その仲介を行う協力店、入居の支援を行う団体や相談窓口等について情報発信を行った。 ・住宅確保要配慮者が安心して住まいを探すことができるよう「住まい探し相談会」を開催した。 ・社会福祉協議会と連携し、居住支援協議会を設立。住宅セーフティネット制度の周知啓発の為の説明会を実施した。 ・住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育する者、等)の民間賃貸住宅への入居支援及び入居後の見守りを実施。 ・社協が住宅喪失者用シェルター(民間アパート)を4室確保し、住居喪失者などへの一時的な生活の場を提供。 ・上記シェルターを地域移行時の「入所・退院前の地域生活体験、宿泊体験」の場として提供した。 ・2019年8月岸和田市居住支援協議会を立ち上げ、市内の居住支援ネットワークの拡充を進めている。
107				② 住宅環境の充実	・「公営住宅長寿命化計画」に基づき、市営住宅における住宅内手摺(浴室、便所、玄関)等の設置を推進します。 ・市営住宅における医療・福祉サービス施設等の生活支援施設の設置について、他市町の事例を踏まえ、導入について検討します。 ・高齢者福祉施策等と連携し、障害のある人や高齢者が暮らしやすいよう、住宅改修の支援を推進するとともに、専門職による利用者の身体状況に応じた助言・指導を行い、より適切なサービス提供に努めます。	住宅政策課 公共建築マネジメント課		・空き家改修時に手すりが無い住戸には手すりの設置をおこなった。 ・令和元年度は6件に建築職による利用者の身体状況に応じた助言・指導を行った。